

阿蘇草原再生協議会の考え方（案）

1．法に基づく協議会

- ・ 阿蘇の草原保全・再生は多様な主体による長期の取り組みが必要となるため、多くの主体が共通の認識を持った上で連携していく必要性から、自然再生推進法第8条に基づく手続きを踏まえ設置するものです。
- ・ 阿蘇草原再生協議会では、阿蘇草原再生の取り組みを進めるため、以下のことを行います。
 - 阿蘇草原再生全体構想の作成
 - 阿蘇草原再生の活動の実施者による実施計画の案に関する協議
 - 阿蘇草原再生の活動の実施に係る連絡調整
 - その他必要な事項の協議

2．一人ひとりが主役となって発議

- ・ 設立趣意書の趣旨に賛同し、阿蘇の草原を保全・再生・維持管理していくことにつながる活動に継続的に参加していく個人、団体又は法人により構成されます。
- ・ 自然再生は、活動を進める一人ひとりが主役であり、行政だけがやるのではないというのが、法律の考え方です。公平な参加の下、地域に関わる幅広い関係者が集まり協議します。

3．事業や活動を推進するために、当事者同士が協議・連絡調整する場

- ・ 協議会は、関係者の共通認識を得るための全体構想を作成するほかは、原則として協議・連絡の場です。実際に活動する人達が情報を持ち寄って連絡調整するなかで全体の活動につなげていこうというものです。
- ・ 具体的な個別事項についての検討は、小委員会等の少人数の会合を別途設けて議論します。

4．良好な草原環境の保全・再生につながる事業や活動が対象

- ・ 「阿蘇草原再生」とは、阿蘇市郡内の草原地域において、保全や維持管理を含む自然再生の幅広い取り組みを進め、以前の多様性のある草原環境をとりもどしていくことです。
- ・ 阿蘇本来の豊かな草原の生態系が存在するのは、歴史により育まれてきた野草地の環境であり、特定の外来の牧草を育てる牧草地（人工草地）そのものは自然再生事業の対象とはなりません。しかし、農畜産業を健全な形で維持することが、野草地も含めて阿蘇の草原を維持することにつながるため、野草地と牧草地のバランスに配慮しつつ、野草地の保全・再生及び維持管理を進める必要があります。

5．協議会での協議を通じて、個別の事業や活動が地域全体の取り組みになっていく

- ・ 協議会は、草原再生を自発的にやりたい人を支えていくものです。協議会に参加するメリットとして、阿蘇の草原環境の維持管理や保全・再生にかかわる個々の活動についての認識を広め、全体での位置づけの上でさまざまな活動を実施できます。また、活動について情報発信したり、参加者を募ったりする機会ができます。